

確定申告に関するお知らせ

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

詳細は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

※日本国内に住所がある方や現在まで引き続いて1年以上居所がある方は、所得が生じた場所が国の内外を問わず、そのすべての所得について所得税を納める義務があります。

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告受付のご案内

平成24年分の所得税の確定申告の受付は、2月18日（月）～3月15日（金）です。

今年の確定申告期間中は平日（月～金曜日）以外でも2月24日と3月3日の日曜日に限り、熊谷税務署で申告書の受付を行います。

パソコンを利用して

申告書を作成してみませんか

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、医療費控除や住宅借入金等特別控除などの所得税の確定申告書や青色申告決算書、消費税の申告書などが作成できます。

e・Taxでらくらく申告

（国税電子申告・納税システム）

インターネットを利用して、自宅で確定申告や税務手続き、納税を行うことができます。詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

深谷コミュニティセンターに

申告会場を設けます

期間／2月15日（金）～3月12日（火）

※土・日曜日を除く

受付時間／午前9時30分～午後3時30分

※正午～午後1時を除く

場所／深谷コミュニティセンター（深谷市本住町17-1、JR深谷駅徒歩15分）

対象／次のいずれかに該当する方

- ・給与・所得者で医療費控除の申告をする方
- ・平成24年中に中途退職した方など年末調整が済んでいない方
- ・公的年金などを受給している方で、申告をする方
- ・給与・雑・配当・一時所得のみの方
- ・事業所得、不動産所得、譲渡所得および贈与税・消費税についての申告は受けてできません。国税庁のホームページをご覧ください。か税務署へお越しください。

公的年金等の雑所得を有する方の

所得税の確定申告不要制度について

平成23年分以後の各年分で、公的年金

等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要となりました。詳細は熊谷税務署へお問い合わせください。

※生命保険料や医療費などの控除の追加等による、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出できません。

※災害等にかかる雑損失や上場株式等にかかる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている場合は、確定申告書の提出が必須です。

※所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要な場合があります。

東日本大震災により被害を受けた方へ

東日本大震災により、住宅や家財などに被害を受けた方は「震災特別法」の適用により、平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択して、所得税の軽減等の措置を受けることができる場合があります。

問い合わせ／熊谷税務署個人課税部門

521・2905 自動音声案内です。東日本大震災に関するお問い合わせの場合は「0」を、申告相談等の予約に関するお問い合わせの場合は「2」を選択してください（へ）。

関東信越税理士会

熊谷支部からのお知らせ

税理士による確定申告無料相談

2月1日から15日までの間（土・日曜日、祝日を除く）、税理士事務所では年収入金額が600万円以下で次に該当する方を

対象に、確定申告相談と申告書の作成指導を無料で行います。

ご希望の方は事務局、またはお近くの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、ご利用ください。

①年金を受けている方 ②給与所得者で医療費控除を受けようとする方 ③年の途中の退職または就職等により年末調整を受けていない方

問い合わせ／関東信越税理士会熊谷支部
521・3312（へ）。

大里広域市町村圏組合からのお知らせ

おむつ代の医療費控除について

介護保険による要介護認定を受けて、おむつを使用されている方が、確定申告で医療費控除を受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、保険者（大里広域市町村圏組合）が発行する「おむつ使用確認書」でも医療費控除の対象と認められます。

ただし、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- ・要介護認定有効期間が平成24年中にあること
- ・要介護認定のための主治医意見書で寝たきり状態にあることおよび尿失禁の発生可能性が確認できること
- ・おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること（初めての方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です）

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課

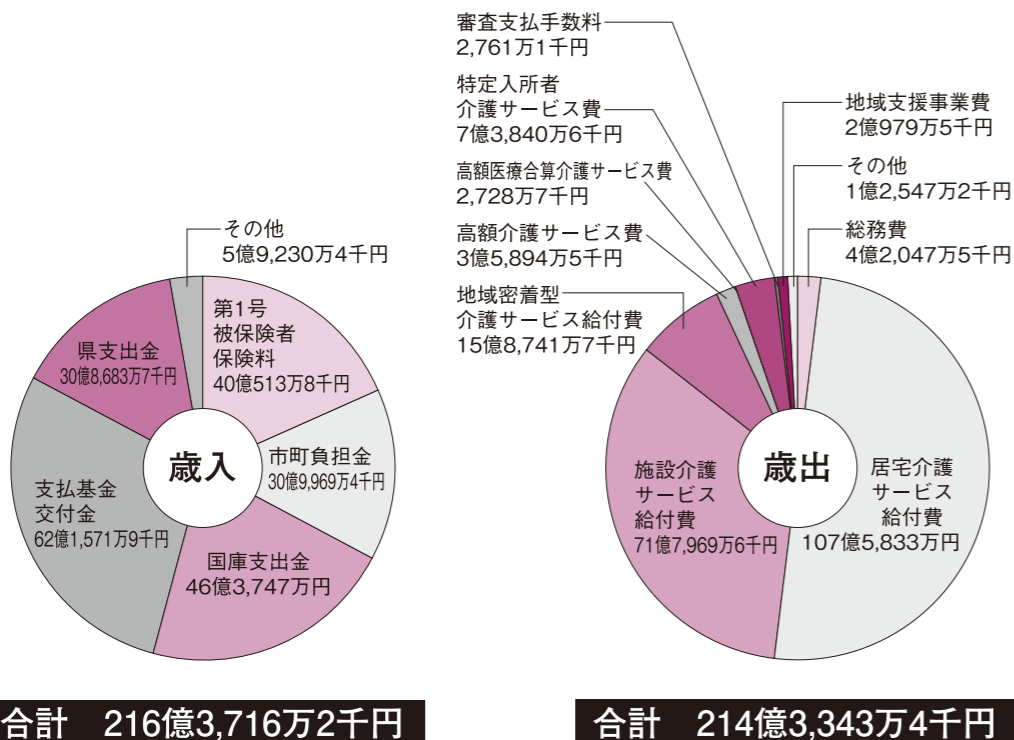
501・1330、または大里広域寄居介護保険事務所（健康福祉課内、581・2121）へ。

大里広域市町村圏組合 介護保険特別会計決算のお知らせ

平成23年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算が確定したので、主な内容についてお知らせします。

歳入総額は216億3,716万2千円で、対前年度比4.4%増、歳出総額は214億3,343万4千円で、対前年度比4.2%増となりました。なお、平成23年度の歳入歳出差引残額は2億372万8千円です。

問い合わせ／大里広域市町村圏組合（☎501・1330）へ。



年金ねらい

20歳になったら「国民年金」

20歳を迎えると、さまざまな権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し現役世代の負担が年々増加していますが、高齢基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金が受け取れます。ただし、加入手続きや保険料の納め忘れがあると年金が受け取れないこともありますので、ご注意ください。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、保険年金課で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター（☎525・1844）、熊谷年金事務所（☎522・5158）、または保険年金課（☎581・2121内線112）へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただき

お詫びと訂正
本誌12月号14頁に掲載した町の財政事情の記事の中で、一般会計予算執行状況(平成24年9月30日現在)の商工費が「10億5133千円」とありますが「1億513万3千円」の誤りです。ここに謹んでお詫びし、訂正します。